

## 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会 大会実行委員会規程

第1条 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会委員会規程に基づく大会実行委員会（以下、「本委員会」という）は、本規程の定めるところによる。

第2条 本委員会は、毎年1回開催される大会の実行及び運営にあたる。

第3条 第2条の実行及び運営は、以下の事項をいう。

- ①大会ホームページ等の作成
- ②参加申込みの受付及び参加費の徴取
- ③参加者へのメール等の配信
- ④講演・研究報告等の資料の配付
- ⑤会場の確保、設営及びスタッフの雇用
- ⑥懇親会の運営
- ⑦大会にかかる費用の支払（登壇者への謝金等を除く）
- ⑧その他大会の実行及び運営に必要な事項

第4条 本委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、原則として正会員の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、大会収支決算の理事会への報告完了までとする。

4 委員長は、原則として正会員の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐する。

6 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

7 本委員会の委員長、副委員長および委員は、原則として企画委員以外から選任する。ただし、特別な事情が生じた場合には、理事会の承認を得て、兼任することができる。

第5条 大会実行委員長は、理事会に出席することができる。

第6条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

### 附則

1 この規程は、2022年12月1日から施行する。